

この書面の内容を十分にお読み下さい。

## 契約締結時交付書面

(金商法第37条の4書面)

株式会社チャートマスター

「金融商品取引法」(以下、金商法という)第37条の4により、金融商品取引業者が金融商品取引契約を締結したときに遅滞なく明らかにすべきとされる事項は下記の通りです。

### 記

#### 1 金融商品取引業者に関する事項

商号：株式会社チャートマスター(以下、当社という)

登記上の本店：東京都練馬区石神井台二丁目4番21号

金融商品取引業を行う営業所：東京都杉並区西荻北三丁目43番12号

当社は金融商品取引業者(投資助言・代理業)です。

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第2086号

資本金額：金500万円

役員：代表取締役 根崎 一男

取締役 根崎 稲子

主要株主：根崎 一男、根崎 稲子、豊田 俊雄、豊田 和子

#### 2 投資顧問契約の概要

投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することであっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

#### 3 当該金融商品取引契約の成立の年月日

パスワードの発行時

#### 4 金融商品取引契約に係る手数料

金融商品取引契約に関して、報酬以外の金銭を頂戴しておりません。

#### 6 助言の内容及び方法

投資顧問業務の提供方法は、コンピュータソフトウェア、口頭、文書、電子メールによるものとし、個別の顧客の求めに応じて、個別銘柄に係る株価価値の分析やチャート分析による今後の動向予測について回答を実施する。助言の頻度は、顧客の依頼の都度とします。

#### 7 顧客に対する投資顧問契約に基づく助言の業務の用に供する目的で金融商品の価値の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者の氏名

根 崎 一 男

#### 8 顧客に対する投資顧問契約に基づく助言の業務を行う者の氏名

根 崎 一 男

#### 9 報酬に関する事項

初回 2 カ月分使用料 59,800円

月額継続使用料 40,000円

成功報酬の支払時期は、契約時に同時履行とし、契約更新時についても同様とします。

#### 10 金融商品に係るリスク

投資顧問契約により助言する金融商品については為替によるリスクが存在します。

#### 11 委託証拠金等

当社とお客様との間で金融商品取引契約を締結するにあたり、預託していただ

く委託証拠金その他の保証金等はありません。

## 1.2 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された証券等の税制が適用され、例えば、株式売買益に関する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

## 1.3 契約期間

投資顧問契約期間は1ヶ月とします。ただし、契約満了日までに書面による申出がない場合にはさらに1ヶ月延長するものとし、以後同様に延長されるものとなります。

## 1.4 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき。
- ③ 当社が、投資助言業を廃業したとき。

## 1.5 クーリングオフ

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

### (1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日又は当該書面に記載の指定日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。
  - (a) 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（通信費、手間代等）相当額をいただきます。

(b) 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ）をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた1円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

## (2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除できます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額をいただきます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。

1.6 お客様は、投資顧問契約により生じた債権に関し、金融商品取引業者に係る営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利があります。

## 1.7 当社への連絡方法

電子メール、お電話、書面にてご連絡いただけます。

なお、書面でご連絡いただく場合は、以下の住所までお送り下さい。

住所 〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-18-2

メインステージ西荻窪駅前 1102 号室

TEL 03-5311-0277

Email [darwin\\_info@chartmaster.jp](mailto:darwin_info@chartmaster.jp)

1.8 当社は金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体に加入していません。

## 1.9 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
- ・ 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
  - ・ 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
  - ・ 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
    - a. 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
    - b. 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
  - ・ 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

平成            年            月            日

■ 契約者

氏名

住所

電話番号

メールアドレス

■ 金融商品取引業者

商号            株式会社チャートマスター

所在地        〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-18-2

メインステージ西荻窪駅前 1102 号室

TEL            03-5311-0277

Email         [darwin\\_info@chartmaster.jp](mailto:darwin_info@chartmaster.jp)

登録番号      関東財務局長（金商）第 2086 号

（印刷・ご記入の上・保管してください）